



山形県公報

平成25年6月4日(火)
第2449号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(健康福祉企画課) …701
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) …702
- 土地改良区の定款変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) …同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) …同
- 兼用工作物の管理協定の締結……………(河川課) …703
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) …同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(管財課) …同
- 大規模小売店舗の廃止の届出……………(商業・まちづくり振興課) …705
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) …同
- 平成25年度教科書展示会の開催……………(教育委員会) …708

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第562号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年6月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

アイセイ薬局 新町中央店  
尾花沢市新町中央3番7号

2 届出の内容

| 指定医療機関の名称 |              | 変更年月日      |
|-----------|--------------|------------|
| 変更前       | 変更後          |            |
| 新町中央薬局    | アイセイ薬局 新町中央店 | 平成25. 5. 1 |

## 山形県告示第563号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年6月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称    | 施設又は実施する事業の種類       | 指定介護機関の所在地      | 指定年月日      |
|--------------|---------------------|-----------------|------------|
| 陵東デイサービスセンター | 通 所 介 護             | 寒河江市本町二丁目10番40号 | 平成25. 4. 1 |
| アースサポート山形    | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護 | 山形市吉原一丁目11番13号  | 同 5. 1     |

## 山形県告示第564号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年6月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 土地改良区の名称

戸沢村土地改良区

## 2 事務所の所在地

最上郡戸沢村大字名高1593番地の96

## 3 認可年月日

平成25年5月27日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年6月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成25年6月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 道路の種類 一般国道

## 2 路線名 121号

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|------------------------------------|------|--------------------|------------|
| 米沢市大字館山字十七石上1722番2から<br>同 1722番7まで | 旧    | 29.5メートル<br>} 26.5 | メートル<br>40 |
| 同 上                                | 新    | 34.5メートル<br>} 28.5 | 同 上        |

**山形県告示第566号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、県土整備部河川課及び村山総合支庁建設部西村山建設総務課において縦覧に供する。

平成25年6月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系新沼川
- 2 河川管理施設の名称  
左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
寒河江市大字寒河江字仲田151番1地先から  
同 船橋町16番11地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 寒河江市  
住 所 寒河江市中央一丁目9番45号  
代表者の氏名 寒河江市長 佐 藤 洋 樹
- 5 管理の内容  
(1) 道路専用施設（路盤までの部分を含む路面、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕  
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持  
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
平成25年5月28日以降道路の存続する期間

**山形県告示第567号**

次の開発行為は、完了した。

平成25年6月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成25年3月27日 指令置総建第69号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東置賜郡高島町大字夏茂元夏刈字夏茂一18番1、18番2、18番3、18番4、592番2  
東置賜郡高島町大字福沢字海道東草刈三1448番2、1448番5、1448番7、1459番5
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東置賜郡高島町大字福沢1464番地  
三和漬物食品株式会社

---

**公 告**

---

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成25年6月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                      | 日 時                       | 入札に付する物件                                                   | 予定価格       |
|------------------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------|------------|
| 米沢市金池七丁目1番50号<br>置賜総合支庁本庁舎<br>2階201会議室   | 平成25年7月11日（木）<br>午前11時    | 南陽市宮内字尾島2115番1<br>宅地 756.57平方メートル                          | 6,630,000円 |
| 山形市鉄砲町二丁目19番68号<br>村山総合支庁本庁舎<br>3階301会議室 | 平成25年7月16日（火）<br>午前10時30分 | 山形市大字中野字馬場宿236番2<br>宅地（実測）256.21平方メートル<br>（公簿）256.57平方メートル | 3,510,000円 |
| 村山市楯岡笛田四丁目5番1号<br>村山総合支庁北庁舎<br>2階204会議室  | 平成25年7月18日（木）<br>午前11時    | 村山市大字名取字脇ノ田1005番3<br>宅地 373.80平方メートル                       | 2,920,000円 |

## 2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
  - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

## 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

## 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

## 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                   | 場 所                                  | 日 時                       |
|------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------|
| 南陽市宮内字尾島2115番1<br>宅地 756.57平方メートル                          | 米沢市金池七丁目1番50号<br>置賜総合支庁本庁舎2階201会議室   | 平成25年6月19日（水）<br>午前11時    |
| 山形市大字中野字馬場宿236番2<br>宅地（実測）256.21平方メートル<br>（公簿）256.57平方メートル | 山形市鉄砲町二丁目19番68号<br>村山総合支庁本庁舎3階301会議室 | 平成25年6月21日（金）<br>午前10時30分 |
| 村山市大字名取字脇ノ田1005番3<br>宅地 373.80平方メートル                       | 村山市楯岡笛田四丁目5番1号<br>村山総合支庁北庁舎2階204会議室  | 平成25年6月25日（火）<br>午前11時    |

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成25年6月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
生活協同組合共立社 鶴岡市宝田一丁目3番23号  
代表理事理事長 松本政裕
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
協同の家コープ桜田  
山形市桜田東四丁目9番4号
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
（廃止前）2,926平方メートル  
（廃止後） 0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日  
平成25年4月28日

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年6月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地               | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金     | 摘要     |                                    |                                    |
|------------|-------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|            |                   | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営成田アパート   | 長井市成田3102-3       | 3DK  | 63.9                          | 1    | 一般用 | 16,300                  | 18,800                             | 21,500                             | 24,200                             | 27,700 | 32,000 | 3月分の家賃に相当する額                       |                                    |
| 同 小国アパート2号 | 西置賜郡小国町大字兵庫館3-3-8 | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 14,200                  | 16,400                             | 18,800                             | 21,200                             | 24,200 | 28,000 |                                    | 単身可                                |
| 同 白鷹アパート   | 同 白鷹町大字荒砥乙1482-1  | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 12,800                  | 14,800                             | 16,900                             | 19,100                             | 21,800 | 25,100 |                                    |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成25年6月10日から同月14日まで（土・日曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は、平成25年6月14日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成25年7月下旬

平成25年度における教科書展示会の開催は、次のとおりとする。

平成25年6月4日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 教科書展示会の開始の時期  
平成25年6月14日（金）
- 2 教科書展示会の期間  
14日間 各日午前9時から午後4時45分までとする。
- 3 会場及び展示内容

| 教科書展示会場                          | 展示内容                                               |
|----------------------------------|----------------------------------------------------|
| 天童市大字山元字犬倉津2515番地<br>山形県教育センター   | 小学校用教科書 中学校用教科書<br>高等学校用教科書<br>特別支援学校用教科書（一般図書を含む） |
| 山形市城西町二丁目2の15<br>山形市総合学習センター     | 小学校用教科書 中学校用教科書<br>特別支援学校用教科書                      |
| 上山市元城内5番5号<br>上山市立上山小学校          | 小学校用教科書 中学校用教科書<br>特別支援学校用教科書                      |
| 寒河江市大字西根字石川西355番地<br>山形県村山教育事務所  | 小学校用教科書 中学校用教科書<br>高等学校用教科書 特別支援学校用教科書             |
| 村山市中央一丁目3番6号<br>北村山視聴覚教育センター     | 小学校用教科書 中学校用教科書<br>特別支援学校用教科書                      |
| 新庄市大字金沢字大道上2034番地<br>山形県最上教育事務所  | 小学校用教科書 中学校用教科書<br>高等学校用教科書 特別支援学校用教科書             |
| 米沢市金池三丁目1番55号<br>米沢市教育研究所        | 小学校用教科書 中学校用教科書<br>特別支援学校用教科書                      |
| 長井市高野町二丁目3番1号<br>山形県置賜教育事務所      | 小学校用教科書 中学校用教科書<br>高等学校用教科書 特別支援学校用教科書             |
| 東田川郡三川町大字横山字袖東7番1号<br>山形県庄内教育事務所 | 小学校用教科書 中学校用教科書<br>高等学校用教科書 特別支援学校用教科書             |
| 酒田市中町一丁目4番10号<br>酒田市役所中町庁舎内      | 小学校用教科書 中学校用教科書<br>特別支援学校用教科書                      |

備考 土曜日・日曜日の開催並びに展示時間の延長等については、会場により異なる。



正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤                               | 正                                               |
|------------|------------|-----|-------|---------------------------------|-------------------------------------------------|
| 平成25. 4. 1 | 号外(17)     | 3   | 下から2  | 第14条第1項第2号ト中                    | 第14条第1項第2号ホ中                                    |
|            |            | 4   | 22    | 第16条第1項第3号                      | 第16条第1項第2号ロ中「保健業務課」を「健康福祉企画課及び健康長寿推進課」に改め、同項第3号 |
|            |            | 6   | 下から20 | 山形市                             |                                                 |
|            |            | 13  | 17    | 別表中                             | 別表児童福祉施設の項中                                     |
|            |            | 17  | 下から13 | 知的障がい者更正相談所                     | 知的障がい者更生相談所                                     |
|            | 号外(19)     | 1   | 下から5  | 「教育庁の義務教育課」を「教育庁義務教育課」に、「高校教育課」 | 「高校教育課」                                         |
|            |            |     | 下から3  | 「環境エネルギー部環境企画課にあつては調整主査」        | 「、環境エネルギー部環境企画課にあつては調整主査」                       |

平成25年6月4日印刷  
平成25年6月4日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056